

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に係る用語の定義（4月27日改定）

令和2年4月13日 名桜大学
4月27日改定

新型コロナウイルス感染症に係る用語の定義は、下記の通りとする。

1. 「患者（確定例）」とは

「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と医師によって診断された者」を指す。

2. 「疑似症患者」とは

「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と医師によって診断された者」を指す。

3. 「患者（確定例）の感染可能期間」とは

発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（*以下参照）を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

4. 「濃厚接触者（一次接触者）」とは

「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

4-1 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

4-2 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者

4-3 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

4-4 その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。

注：上記1～4は保健所による積極的疫学調査の対象である。

5. 「二次接触者」とは

「濃厚接触者（一次接触者）」が患者（確定例）と接触した日時以降に、接触した者のうち次の範囲に該当する者を指す。

5-1 濃厚接触者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

5-2 濃厚接触者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

5-3 その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、濃厚接触者と15分以上の接触があった者（判断に迷う場合は保健センターに連絡する）。

注：濃厚接触者（一次接触者）が発病または検査陽性にて患者（確定例）と診断された際には、二次接触者は濃厚接触者（一次接触者）に引き上げられる。

参考文献

1)「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2020年4月20日暫定版)」

国立感染症研究所 感染症疫学センター

2) 天然痘対応指針（第5版）厚生労働省健康局結核感染症課 平成16年5月14日

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に係る接触者の受講について

令和2年4月13日 名桜大学

新型コロナウイルス感染症対策に係る接触者、非接触者の受講について、下記の通りとする。

1. 濃厚接触者（一次接触者）

毎日本温計で体温を測定し、咳エチケットと手洗いを徹底し、常に健康状態に注意を払う。
患者と接触した日を0日と数え、その後14日間は保健所の指導に従い、自宅で健康観察を実施する。
大学へは来学せず、ユニバーサルパスポート等によるインターネット環境を用いた授業を受講する。

2. 二次接触者

毎日本温計で体温を測定し、咳エチケットと手洗いを徹底し、常に健康状態に注意を払う。
マスク着用、手指消毒および3密の回避等による感染防止対策を施した上で、対面授業を受講する。
体調に不安のある学生は大学へは来学せず、ユニバーサルパスポート等によるインターネット環境を用いた授業を受講する。

3. 非接触者（1または2に該当しない者）

毎日本温計で体温を測定し、咳エチケットと手洗いを徹底し、常に健康状態に注意を払う。
マスク着用、手指消毒および3密の回避等による感染防止対策を施した上で、対面授業を受講する。
体調に不安のある学生は大学へは来学せず、ユニバーサルパスポート等によるインターネット環境を用いた授業を受講する。

なお、教職員の出勤についても上記に準ずる。（4月27日付記）

以上